

土佐町立みつば保育園整備計画策定業務委託仕様書

1. 業務名

土佐町立みつば保育園整備基本計画策定業務

2. 目的

土佐町立みつば保育園は建築後 38 年を経過し、老朽化が進んでいることから、より快適で、安全・安心な子育て環境を整え、子どもたちに良質な幼児教育・保育環境を提供するため、新たな施設のあり方について検討する。本業務においては、その施設を整備するために必要な調査と技術的検討、概算工事費の算出、事業スケジュール等の検討を行い、新施設の整備に向けた基本計画を策定する。

3. 履行期間

本業務の履行期間は、契約締結の翌日から平成 31 年 3 月 31 日までとする。

4. 仕様書の適用

本業務に適用する本仕様書に明記のない事項がある場合は、町担当者と協議のうえ決定するものとする。

5. 関係法令等

本業務の受託者は、業務の遂行にあたり関係する法令、条例、通達等を遵守するものとする。

6. 資料の貸与

- ①本業務の遂行に必要な資料の収集、調査、検討等は原則として受託者が行うものとするが、現に町が所有する本業務の関連資料は貸与する。
- ②資料の貸与を受ける場合は、業務完了とともに資料を返却するものとする。

7. 機密の保持

受託者は、業務の遂行上知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。

8. 関係機関との協議

受託者は、関係機関との協議を必要とするとき、また、協議を求められたときは、誠意を持ってこれにあたり、この内容を遅滞なく町に報告しなければならない。

9. 議事録

受託者は、打ち合わせ及び協議の都度、その内容に関する議事録を作成し、町に報告

するものとする。

10. 提出書類

受託者は業務の着手及び完了に際し、次の書類を提出するものとする。

- (1) 着手届
- (2) 工程表
- (3) 成果品納品書
- (4) 完了届

※ (3)及び(4)については業務完了時とする。

11. 工程

受託者は、業務の遂行上その工程に変更が生じた場合は、直ちに変更工程表を提出し、町と協議しなければならない。

12. 成果品

受託者は、次の成果品を土佐町教育委員会に納入するものとする。

- (1) 基本計画 A4判

※基本計画には、整備の基本方針のほか、建設候補地の選定、施設の規模、配置等を踏まえた平面図及びパース図、概算工事費、施設整備スケジュール等、基本設計に必要な事項を含むものとする。

- (2) 基本計画概要版 A3判
- (3) 上記各号の電子データ（議事録を含む。）

13. 成果品の審査

受託者は、業務完了時に町の審査を受けなければならない。その結果、訂正又は修正が指示されたものについては、訂正又は修正しなければならない。

14. 留意事項

受託者は、現地調査等の業務遂行については細心の注意を持って当たり、地域住民や来場者等とのトラブル等を回避しなければならない。

15. 疑義

受託者は、本仕様書の記載事項に疑義が生じた場合、自己解釈することなく町に照会し、町の意図を十分に理解し、業務を遂行するものとする。

土佐町立みつば保育園整備計画策定業務委託内容一覧表

1 基礎調査

- (1) 土佐町立みつば保育園（以下「みつば保育園」という。）の現状と課題を整理する。
- (2) 保育園の園児数の推移等により今後の園児等推移を推計する。
- (3) 建築計画に必要な実地調査・基本条件・法令等について確認する。

2 施設の規模や機能の整理

- (1) 保育園における現在の在籍児の数や将来における園児数等を考慮して施設の規模や機能について検討する。
- (2) 検討会議（ワークショップを含む。）を行い、住民の意見を反映した整備計画について検討する。
- (3) 住民への関心喚起および町内外に向けた情報発信の方法・運営について検討する。そのための必要な書類等を作成する。

3 会議等運営支援

- (1) 検討会議（ワークショップを含む。）のテーマの設定、調整、打合わせ
- (2) 検討会議（ワークショップを含む。）への出席及びファシリテーション、議事録（要旨）の作成
- (3) 会議資料の作成

4 工事計画の検討

- (1) 概算事業費についての検討
- (2) 同種事例における建設費用の比較検討

5 基本計画の策定

新施設の規模、機能、建設候補地、事業スケジュール、その他基本設計に必要な事項について、上記の事項等を踏まえ、基本計画を策定する。